

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年4月2日（平成30年（行情）諮問第176号）

答申日：平成30年11月13日（平成30年度（行情）答申第317号）

事件名：特定事件番号の訴訟の特定期日に国が支出した証人旅費等の金額が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「名古屋地方裁判所特定事件番号，特定公判期日（特定年月日）の実施により，国が支出した，証人旅費，日当等の費用金額の記載のある文書であって，名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月15日付け名地企発第178号により名古屋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，開示せよ。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

処分庁は，不開示理由として，捜査の進捗状況，捜査手法，公判準備の進捗状況を公にすることになり，犯罪捜査，公訴維持，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるため，とした。

しかしながら，開示を請求しているのは，既に確定した裁判で，かつ，人名等の個人情報全く含まず，国が支出した旅費等の費用の金額のみであるから，捜査の進捗状況や捜査手法，公判の準備の進捗状況を公にすることにならない。証人旅費等は裁判所が支払ったもので，処分庁がその記録を保有していると考えられるものであるから，捜査とは無関係である。

（2）意見書

ア はじめに

諮問庁は，処分庁の存否応答拒否とする不開示決定を，理由説明書で妥当と主張した。しかしながら，その理由に記載されている開示請求対象文書は，請求人が対象としていないものを列挙しており，

その余の主張を精査するまでもなく、処分庁及び諮問庁が判断を誤ったものである。

よって、開示対象文書を正しく理解した上で不開示決定を取り消し、変更すべきである。

イ 開示請求と対象の誤り

(ア) 請求書の記載「名古屋地方裁判所特定事件番号，特定公判期日（特定年月日）の実施により，国が支出した，証人旅費，日当等の費用金額の記載のある文書であって，名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの。」

(イ) 諮問庁が判断に当たり請求対象文書として列挙したもの

a 検察官若しくは検察事務官（以下「検察官等」という。）が取り調べた者又は検察官等から嘱託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書

b 事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書

c 検察官等が取調べ等のために出張する際に作成された出張手続に関する文書

(ウ) 諮問庁（及び処分庁）の請求対象の誤りについて

諮問庁が判断をした文書は上記（イ）aないしcである。（なお、理由説明書（下記第3を指す。）では「～等があり得る」と記載しているが「等」については不明である。）が、これらは、全て、「公判期日（証人尋問）の実施」により支出を要した費用ではなく、公判期日とは別の「捜査の実施」により支出した費用である。

公判期日では、捜査に関する照会もなされていないし、鑑定もされていない。cについても公判廷が取調べの場でなく対象外であることは明らかである。

(エ) 開示請求対象について

基本的には、出廷した証人に支払われた旅費・日当しかないものと思われる。検察官が出廷に要した交通費があるとの主張が考えられるが、検察庁と裁判所は徒歩圏内であり、大した費用とは思われず、検察官を対象にしたものは不開示でも構わない。

（以下、審査請求人が諮問庁の閲覧に供することは適当ではないとしているため記載しない。）

第3 諮問庁の説明

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「名古屋地方裁判所特定事件番号，特定公判期日（特定年月日）の実施により，国が支出した，証人旅費，日当等の費用

金額の記載のある文書であって、名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」（本件対象文書）を対象としたものである。

（２）処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況や捜査機関の捜査手法、公判準備の進捗状況等を公にすることとなり、法５条４号の犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため、法８条の規定に基づき、存否応答拒否とする不開示決定（原処分）を行った。

２ 諮問庁の判断及び理由

（１）諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、不開示決定を取り消し、開示決定することを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、原処分の妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

（２）本件対象文書について

ア 本件開示請求は、特定の刑事事件の公判期日の実施により、国が支出した証人旅費、日当等の費用金額の記載のある行政文書の開示を求めるものであるところ、本件対象文書として検察庁が作成又は保有する可能性がある文書は、検察官等が取り調べた者又は検察官等から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書、検察官等が取調べ等のために出張する際に作成された出張手続に関する文書等があり得る。

そして、これらの文書には、いずれも特定の事件の捜査活動又は公判活動に付随して発生した費用についての金額等が記載されており、これらに記録されている情報はもとより、これらの文書が作成されている事実を開示するということは、検察官等が何らかの捜査活動又は公判活動を行っている等の当該事件の捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況及びどのような時期にどのような捜査等を行っているか等の情報を示すものである。

イ また、捜査活動及び公判活動の内容や進捗状況等は公にされるものではなく、仮にこれが公になった場合、現に捜査中の事件であれば、当該事件の事件関係者等に逃亡又は罪証隠滅等をされるおそれが生じるなど、捜査活動に支障を及ぼすものであり、既に捜査が終了している事件であったとしても、どのような捜査等が行われたかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動に対する対抗措置を講

じる機会を与えることとなるのは明らかであり、公判審議中の事件であれば、公判準備の進捗状況等が公になった場合、当該事件の被告人及び事件関係者等から、証人等が嫌がらせ行為を受けるおそれが生じるなど、公判活動に支障を及ぼすものであり、既に公判が終結していたとしても、どのような公判準備が行われたかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査・公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるのは明らかである。

(3) 法5条4号及び法8条該当性

上記(2)アのような個別の事件の捜査・公判のために作成する文書については、その内容を不開示としても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、検察庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知しうることから、捜査の進捗状況等を察知した被疑者及び事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じ、また、公判準備の進捗状況等を察知した被告人及び事件関係者等から、証人等に対する嫌がらせ行為等が行われるおそれが生じることから、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、文書が存在していない場合、その旨を答えると、対象期間において、当該事件につき、当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況及び公判準備の進捗状況等を推知しうることから、被疑者等において、その犯罪行為を潜在化、巧妙化させ、更には継続、拡大等する可能性を否定することはできず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査活動及び公判活動の内容並びにその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動及び公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、特定事件の捜査や公判がどの段階であったとしても、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情

報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件不開示決定については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況及び公判準備の進捗状況等を公にすることとなり、法5条4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法8条により存否応答拒否とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月9日 審議
- ⑤ 同年11月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、「名古屋地方裁判所特定事件番号、特定公判期日（特定年月日）の実施により、国が支出した、証人旅費、日当等の費用金額の記載のある文書であって、名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」（本件対象文書）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

- (2) なお、審査請求人は、本件開示請求は、特定公判期日に出廷した証人に支払われた旅費や日当の金額に関する文書の開示を求めるものであるから、原処分は本件開示請求に係る文書の捉え方を誤っているという趣旨の主張をする。

しかしながら、そもそも公判期日に出頭した証人に対して刑事訴訟費用等に関する法律に基づき支給される旅費や日当などについては、裁判所において当該給付に関する文書を作成するものであり、また、刑事事件の裁判が終結し、裁判所において作成した当該給付に関する文書が、当該事件に係る訴訟の記録（刑事確定訴訟記録）中に編てつされて当該事件の第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官により保管

されていた場合においても、当該給付に関する文書については、刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、結局、法の第4章の規定は適用されないことが明らかである。したがって、処分庁においては、そうした点も考慮し、本件開示請求の趣旨、すなわち、「特定公判期日（特定年月日）の実施により、国が支出した、証人旅費、日当等の費用金額の記載のある文書であって、名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」の開示を請求する趣旨につき、裁判所において作成する当該給付に関する文書は除外した上で、特定公判期日の実施に関連して、検察官等が行う公判の準備（補充や弾劾等）のための諸活動を想定し、その費用に関して名古屋地方検察庁が作成又は保有する可能性のある文書である、上記の諸活動の一環として検察官等が取り調べた者等に支払われた旅費等の支給に関する文書や、検察官等が取調べ等のために出張する際に作成された出張手続に関する文書などが、本件開示請求の対象となり得る文書であると解し、これを前提に、そうした文書の存否を答えるだけで、特定の事件に関する捜査機関の捜査手法、公判準備の進捗状況等を公にすることとなるとして、上記（1）のとおり原処分を行ったと考えられるところ、このような処分庁の本件開示請求の対象となり得る文書の捉え方は、必ずしも不合理なものとはいえない。以上のとおり、審査請求人の上記の主張は、採用できない。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、名古屋地方裁判所特定事件番号を特定した上で、「特定公判期日（特定年月日）の実施により、国が支出した、証人旅費、日当等の費用金額の記載された文書であって、名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」（本件対象文書。その趣旨については上記1（2）のとおり。）の開示を求めるものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、名古屋地方検察庁において、上記の特定公判期日の実施に関連して、検察官等が行うその公判の準備のための諸活動に付随して発生した費用に関して何らかの文書を作成した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものであり、ひいては、名古屋地方検察庁の検察官等が上記のような諸活動を行っていたかどうかといった当該事件の公判準備の進捗状況等に関する情報や、どのような時期にどのような公判準備を行っていたかといった情報を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、当該事件が公判審理中であれば、検察官等の公判準備の進捗状況等が公になった場合、当該事件の被告人及び事件関係者等から、証人等が嫌がらせ行為を受けるおそれが生じるなど、検察官等の公判活動に支障を及ぼすものであり、既に公判が終結していたとしても、検察官等がどのような公判準

備を行ったかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど、将来の検察官等の捜査・公判活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなる旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

そうすると、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史